

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（注）令和三年三月三十一日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前
<p>（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 信用リスク（第五号に規定するもの並びに第六号及び第六号の二のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項</p> <p>「イ〜ニ 略」</p> <p>「四〜六 略」</p> <p>六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項</p> <p>イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA CVA、完全なBA CVA、限定的なBA CVA又は簡便法）の名称及び各手法により算出される対象取引の</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 信用リスク（第五号に規定するもの及び第六号のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項</p> <p>「イ〜ニ 同上」</p> <p>「四〜六 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

概要

ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための態勢を含む。）

ハ SA-CVA採用行にあつては、次に掲げる事項

(1) CVAに関するリスク管理体制の概要（取締役等の関与の仕組みを含む。）

(2) CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告状況、CVAエクスプロージャーモデル検証部署の関与状況並びに内部監査部署の関与状況を含む。）

〔七〇十二 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用しない。

一 信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号及び第六号の二のリスクに該当するもの並びに次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ〇ニ 略〕

二 〔略〕

〔五〇七 略〕

（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）

2 第十条 〔略〕

〔七〇十二 同上〕

4 〔同上〕

一 信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号のリスクに該当するもの及び次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ〇ニ 同上〕

二 〔同上〕

〔五〇七 同上〕

（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）

2 第十条 〔同上〕

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇六 略〕

六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA|CVA、完全なBA|CVA、限定的なBA|CVA又は簡便法）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための態勢を含む。）

ハ SA|CVA採用行にあつては、次に掲げる事項

(1) CVAに関するリスク管理体制の概要（取締役等の関与の仕組みを含む。）

(2) CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告状況、CVAエクスポートジャーナル検証部署の関与状況並びに内部監査部署の関与状況を含む。）

〔七〇十 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

〔イ〇ハ 略〕

二 CVAリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額

(1) SA|CVA

(2) 完全なBA|CVA

(3) 限定的なBA|CVA

3 〔同上〕

〔一〇六 同上〕

〔号を加える。〕

〔七〇十 同上〕

〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ〇ハ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

(4) 簡便法

ホト 「略」

「二〇五 略」

五の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ BA-CVAを用いてCVAリスク相当額を算出する銀行にあつては、次に掲げる算出手法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 完全なBA-CVA 自己資本比率告示第二百七十条の三の三に定める $K_{reduced}$ 及び $K_{deducted}$ におけるそれぞれCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額並びにこれらの合計額

(2) 限定的なBA-CVA 自己資本比率告示第二百七十条の三の四の規定により算出する第二百七十条の三の三に定める $K_{reduced}$ の算式における取引先共通の要素及び取引先固有の要素の額及び限定的なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

ロ SA-CVA採用行にあつては、自己資本比率告示第二百七十条の四の七第二項に定めるリスク・クラスごとに算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びこれらの合計額並びにSA-CVAの対象となる取引相手方の先数

「六〇九 略」

5 「略」

二〇〇へ 「同上」

「二〇五 同上」

「号を加える。」

「六〇九 同上」

5 「同上」

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の
開示事項)

第十二条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇七 略」

七の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法 (SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法) の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要 (CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための態勢を含む。)

ハ SA-CVA採用行にあっては、次に掲げる事項

(1) CVAに関するリスク管理体制の概要 (取締役等の関与の仕組みを含む。)

(2) CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要 (CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告状況、CVAエクスポートジャーナル検証部署の関与状況並びに内部監査部署の関与状況を含む。)

「八〇十一 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「一〇八 略」

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の
開示事項)

第十二条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇七 同上」

「号を加える。」

「八〇十一 同上」

4 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「一〇八 同上」

ニ〓 CVAリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち
銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額

(1) SA|CVA

(2) 完全なBA|CVA

(3) 限定的なBA|CVA

(4) 簡便法

ホ〓ト〓 「略」

六〓三〓六 略

六の二〓 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ BA|CVAを用いてCVAリスク相当額を算出する

銀行にあつては、次に掲げる算出手法の区分に応じ、
それぞれ次に定める事項

(1) 完全なBA|CVA 自己資本比率告示第二百七十
条の三の三に定める $K_{reduced}$ 及び K_{hedged} におけるそれぞれ
のCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た
額並びにこれらの合計額

(2) 限定的なBA|CVA 自己資本比率告示第二百七
十条の三の四の規定により算出する自己資本比率告示
第二百七十条の三の三に定める $K_{reduced}$ の算式中におけ
る取引先共通の要素及び取引先固有の要素の額並びに
限定的なBA|CVAにより算出したCVAリスク相
当額を八パーセントで除して得た額

ロ SA|CVA採用行にあつては、自己資本比率告示第
二百七十条の四の七第二項に定めるリスク・クラスご
とにSA|CVAで算出したCVAリスク相当額を八
パーセントで除して得た額及びこれらの合計額並びに
SA|CVAの対象となる取引相手方の先数

「号の細分を加える。」

ニ〓〓〓〓 「同上」

六〓三〓六 同上

「号を加える。」

〔七〇十 略〕

5 〔略〕

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第十五条 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇七 略〕

七の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法 (SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法) の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要 (CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための態勢を含む。)

ハ SA-CVA採用行にあっては、次に掲げる事項

(1) CVAに関するリスク管理体制の概要 (取締役等の関与の仕組みを含む。)

(2) CVAに関するリスク管理態勢が有効に機能するための経営管理体制の概要 (CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告状況、CVAエクスポージャーモデル検証部署の関与状況並びに内部監査部書の関与状況を含む。)

〔八〇十一 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

〔七〇十 同上〕

5 〔同上〕

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)

第十五条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

〔一〇七 同上〕

〔号を加える。〕

〔八〇十一 同上〕

4 〔同上〕

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ」ハ 略

ニ CVAリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち

銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額

(1) SA|CVA

(2) 完全なBA|CVA

(3) 限定的なBA|CVA

(4) 簡便法

ホ ト 「略」

「三」六 略

六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ BA|CVAを用いてCVAリスク相当額を算出する

銀行にあつては、次に掲げる算出手法の区分に応じ、そ

れぞれ次に定める事項

(1) 完全なBA|CVA 持株自己資本比率告示第二百

四十八条の三の三に定める $K_{reduced}$ 及び K_{hedged} における

それぞれのCVAリスク相当額を八パーセントで除し

て得た額並びにこれらの合計額

(2) 限定的なBA|CVA 持株自己資本比率告示第二

百四十八条の三の四の規定により算出する持株自己資

本比率告示第二百四十八条の三の三に定める $K_{reduced}$ の

算式中における取引先共通の要素及び取引先固有の要

素の額並びに限定的なBA|CVAにより算出したC

VARISK相当額を八パーセントで除して得た額

ロ SA|CVA採用行にあつては、持株自己資本比率告

示第二百四十八条の四の七第二項に定めるリスク・クラ

一 「同上」

二 「同上」

「イ」ハ 同上

「号の細分を加える。」

ニ「へ」 「同上」

「三」六 同上

「号を加える。」

5

スごとにS A | C V Aで算出したC V Aリスク相当額を
八パーセントで除して得た額及びこれらの合計額並びに
S A | C V Aの対象となる取引相手方の先数
〔七〕十 略
〔略〕

5

〔七〕十 同上
〔同上〕